

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十二号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「五年」を「十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄